

児童発達支援 について



愛媛県
愛媛県医師会
愛媛県小児科医会

スマホやタブレットで読めます。 **デジタルブック**



○文字サイズ拡大、自動音声読上げ
○6つの言語で読める・聞ける(音声読上げ対応)
[Automatic Translation] 英語(English)、
中国語(簡体字(简体中文)・繁体字(繁體中文))、韓国語(한국)、
ベトナム語(Tiếng Việt)

はじめに

こどもの発達の速度はさまざまです。
ゆっくり言葉が増える子もいれば、環境の変化で
行動の問題が起こる子もいます。



一方で、ことばや発達の遅れがある場合、
早めに専門的な発達支援を受ける方がよいこともあります。

こどもの発達について知りたい、
児童発達支援センター・事業所について知りたい、
そんな方のためのパンフレットです。



目 次

- 1 幼児期の発達について P 2
- 2 どうして発達支援を受ける必要があるの? P 5
- 3 児童発達支援センター・事業所について P 7
- 4 児童発達支援を受けるための手続きについて P 9
- 5 こどもの発達についての相談先は? P 11

1

幼児期の発達について

生まれたばかりの赤ちゃんは、寝て、泣いて、哺乳して、の繰り返しですが、やがて、にこにこ笑い、声を出し、歩けるようになり、ことばを話すようになります。幼児期は、運動も知的な能力も、社会性も、大きく伸びる時期です。



いろいろな能力を獲得することを“発達”といいます。

でも、みんなが同じスピードで発達するわけではありません。『これは得意だけど、あれは苦手』というものにはだれでも持っています。これを発達のかたより、とかデコボコといいます。



かたより（デコボコ）が強いと、日常生活や集団生活に支障がでることがあります。そういう状態を『発達障がい』と言います（神経発達症*という診断名を使うこともあります）。

* 神経発達症：アメリカ精神医学会による精神疾患の診断分類 DSM-5による病名です。



発達障がいをもつ人やこどもは、1人の世界ではあまり困りませんが、他の人と関わることによって困りごとが表面化します。うまくいかないことが増え、理解されないというストレスが大きくなる場合があります。

でも、発達障がいがあるからと言って、発達が進まないわけではありません。発達障がいをもつこどもも、それぞれの速さで発達し、成長していきます。



発達障がいには、

『自閉スペクトラム症』

『注意欠如・多動症』

『知的障がい』

が含まれます。(以前は発達障がいと知的障がいは分けて考えられていました。)それぞれ、生まれつき次のような特性を持っています。

- 自閉スペクトラム症：人とのコミュニケーションが苦手で、限られた興味、特定の感覚・行動のこだわりを持ちます。
- 注意欠如・多動症：多動・衝動性と、集中が持続しない・すぐ忘れるなどの不注意が特徴です。
- 知的障がい：一般的な知的能力や適応能力が低いことです。

これらの発達障がいは、幼児期には

- ・ことばが遅い
- ・目が合わない
- ・他の子と一緒に遊ばない
- ・こだわりやかんしゃくがひどい
- ・じっとできない

などで見つかることが多いです。



2

どうして発達支援を受ける必要があるの？

発達のかたよりが強いという特性を持っている発達障がいの子どもが、自分の得意なことを伸ばし、自信を持ち、人とのかかわりを広げていけるようになれば、『障がい』ではなく、『個性』になります。

そのためには、小さいころから、苦手なことや好きなことを周囲の大人が理解し、特性を認め、スキルを伸ばすことが大切です。



特に幼児期は、発達のスピードや困りごとがそれぞれ違いますので、個別や小集団での支援が効果的です。

『**児童発達支援**』は、発達の遅れを持つこどもが、日常生活や社会生活を円滑に営めることを目標として支援する、通所型のサービスです。以前には、『療育』や『訓練』と呼ばれていました。

多くの発達障がいのある子どもたちを見てきた児童発達支援センター・事業所の専門家が対応することによって、特性に応じた子どもの発達を伸ばす方法を実行し、家庭でのアドバイスを行ってくれます。



どの子どもにも、これから長い人生があります。いろいろな世界を経験します。楽しみながら遊び、学習し、そして社会にはばたく、そんな未来のために、子どもの成長を見守り、個性を伸ばすようにしませんか？



3

児童発達支援センター・事業所について



どのようなことをするところ？

対象は、発達障がいを含む精神・身体・知的な面に発達上の課題を持つ、または難病を持つ、未就学児とその保護者です。

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

また、家族の相談にのったり、アドバイスをする“家族支援”も行います。



どういう利用方法なの？

児童発達支援センター・事業所の開所時間や1回あたりの利用時間は施設によって異なります。

- 保育所のように、朝に送迎が来て、給食を食べ、午後を送迎で帰宅する母子分離型の毎日通所タイプ
- 日中は保育所・幼稚園に通い、降園後に通所するタイプ
など、地域や施設、一人一人の様子によってちがいます。



どこにあるのか知りたい

各市町の福祉課で教えてもらえます。

下記のホームページに、愛媛県全体の児童発達支援センター・事業所名、障がい児相談支援事業所名が載っていますので、ご参考にしてください。

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html





センターと事業所は何が違うの？

児童発達支援センターと、児童発達支援事業所は、どちらも通所する障がい児やその家族に対する支援を行うことは共通です。

そのほかに、センターは地域の発達障がいを含む障がい児支援の中心的な役割を果たします。発達支援を行うだけでなく、発達について相談を受けたり、地域の幼稚園・保育所・認定こども園などに専門的なアドバイスを行っています。



どの児童発達支援センター・事業所を選べばいい？

児童発達支援センター・事業所によって、対象とする障がいの種類、規模（定員）、利用時間帯、配置されている職種等が違います。相談支援専門員や児童発達支援センターに相談してください。医療的な配慮が必要な『医療的ケア児』の受け入れについても、あわせてご相談ください。



就学後も利用できるの？

児童発達支援センター・事業所の利用は就学で終了です。小学生以上のこどもは、放課後等デイサービスを利用することができます。これは、学校の放課後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う場です。



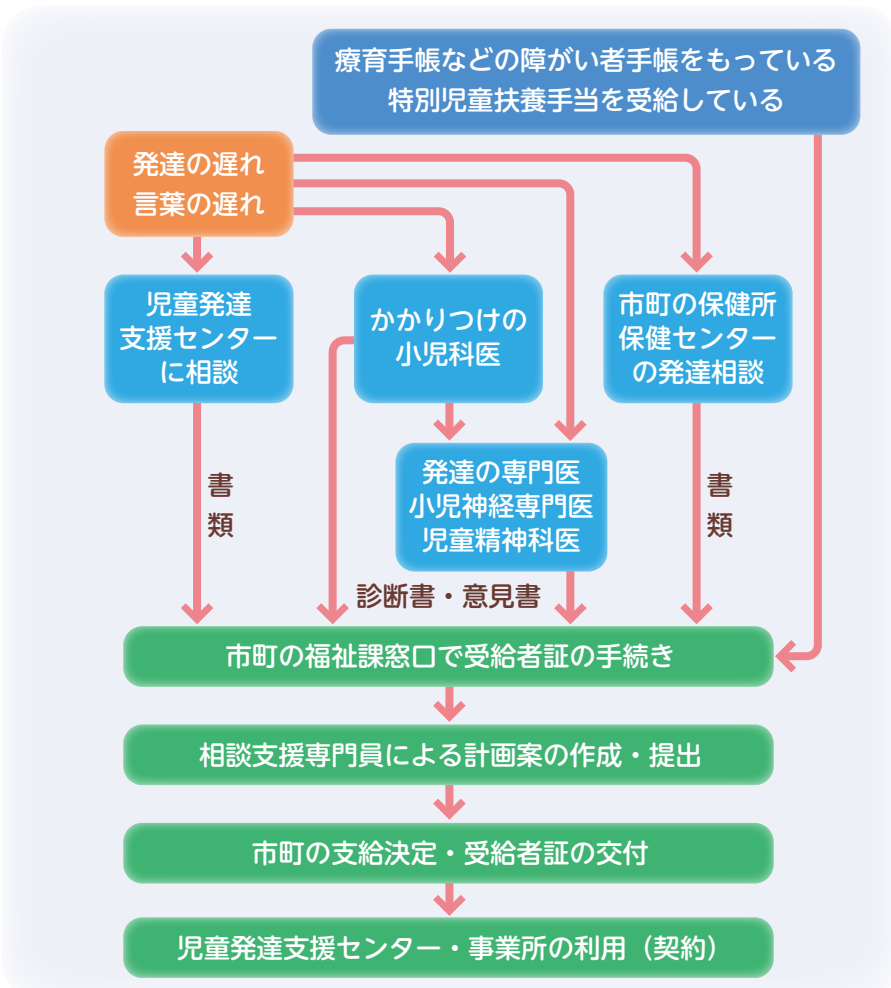
4

児童発達支援を受けるための手続きについて



児童発達支援を受ける手続きは？

発達支援を受けるには、『受給者証』を市町で交付してもらう必要があります。下記の様な流れになります。





利用できる福祉制度は？

発達障がいと診断された場合に、使える福祉制度があります。
主治医にご相談ください。



5

こどもの発達についての相談先は？

こどもの発達や行動、子育てについて悩まれる時には、下記のような相談先があります。ご利用ください。



かかりつけの小児科医

身体のことだけでなく、こどもの発達や困りごとについても相談にのります。



小児の発達を専門にしている医療機関、医師

診断や専門的な診察を行います。電話で予約してください。

- ❁ 愛媛県立子ども療育センター(東温市)
(<https://www.pref.ehime.jp/page/2187.html>)



- ❁ 旭川荘南愛媛病院(北宇和郡鬼北町)
(<https://asahigawasou.or.jp/minamiehime/>)



- ❁ 小児神経専門医・発達障がい診療医
(<https://www.childneuro.jp/>)



- ❁ 愛媛県発達障がい専門医療機関ネットワーク登録医
(<https://www.m.ehime-u.ac.jp/neurodevelopment/>)





児童発達支援センター

未就学のこどもの発達や障がいの特性をよくわかってきています。子育て上の困りごとの相談にもなります。

現在、愛媛県内には、次の児童発達支援センターが設置されています。

四国中央市	子ども若者発達支援センター Palette	下柏町749-2	☎0896-28-6029
西条市	ひまわり	石田339-1	☎0898-65-6144
今治市	ひよこ園	石井町4-3-53	☎0898-32-9692
	ばんび	宮ヶ崎甲690-1	☎0898-32-0700
松山市	あゆみ学園	余戸南6-6-9	☎089-972-0999
	くるみ園	福角町甲1285-1	☎089-979-5026
	ひまわり園	水泥町368-1	☎089-970-3711
	天使園	中野町甲800	☎089-963-8700
伊予市	伊予くじら	上吾川甲1038-3	☎089-982-7839

児童発達支援センター・事業所は、発達支援(療育)を行うところです。
発達支援センター(P14参照)は、各市町で発達障がい児・者や家族からの相談を受け支援を行うところです。



障がい児相談支援事業所

18歳までの障がい児の困りごとについて相談にのります。児童発達支援センター等の障がい児支援に関するサービスを利用する際に必要な、利用計画の作成も行います。



愛媛県発達障がい者支援センターあい・ゆう

発達障がい児・者に対する支援の拠点です。相談事業も行っています。



行政機関

各市町の担当課にご相談ください

(市町により、担当する部署の名称が違います)

① 保健所(松山市)・保健センター(松山市以外)

担当の保健師が、こどもの発達だけでなく、保護者の心の健康などの相談にものります。

② 福祉課・障がい福祉課

児童発達支援事業所の利用や、特別児童扶養手当の申請など、障がい児の支援に関するサービスの手続きや相談を行います。

③ 児童相談所

療育手帳の手続きや、幼児期以降18歳未満の児童の精神・行動面の相談などを行います。地区によって名称が違います。

● 福祉総合支援センター (電話 089-922-5040)

松山市、今治市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町にお住いの方

● 東予子ども・女性支援センター (電話 0897-43-3000)

新居浜市、西条市、四国中央市にお住いの方

● 南予子ども・女性支援センター (電話 0895-22-1245)

宇和島市、西予市、松野町、鬼北町、愛南町にお住いの方



④ 市町にある発達支援センター

- *発達障がい児・者に切れ目のない支援を行う機関です。
- *幼児だけでなく、学童や大人の相談にものります。

❁ 四国中央市子ども若者発達支援センター
(<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/palette/>)



❁ 新居浜市こども発達支援センター
(<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hattatsu/>)



❁ 西条市ウイングサポートセンター(東部・西部)
(<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokoyoiku/gk0051.html>)



❁ 今治市発達支援センター
(<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/hs-center/>)



❁ 内子町 発達自立支援センター
(<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/kosodate/hattatsushiennitsuite.html>)



❁ 大洲市 こども発達支援室
(<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kyoikusomu/53771.html>)



❁ 宇和島市こどもの発達相談窓口
(<https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/hattatu-soudan.html>)





本パンフレットの作成には、松山市障がい者総合支援協議会
子ども支援部会・乳幼児小部会のご協力をいただきました。

【参考にした本】有斐閣アルマ 田中千穂子著 『発達障害の心理臨床』

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



令和4年3月 第1刷発行
令和6年4月 第4刷発行